



令和4年度
四万十市教育行政方針

四万十市教育委員会

《 目 次 》

1	教育行政方針の体系	1
2	基本的な考え方	2
3	基本方針と重点施策等	3
	学 校 教 育	3
	教育研究所	10
	生 涯 学 習	12
	図書館	14
	郷土博物館	16
	ス ポ ー ツ 振 興	17

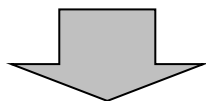
1 教育行政方針の体系

四万十市民憲章

日本一の清流四万十川の美しい自然と、先人の残した誇り高き文化を継承する四万十市は、四国西南地域の拠点都市として栄えています。わたしたちは、四万十市民である誇りと責任を自覚し、より平和に、豊かで健康な市民生活を目指し、ここに市民憲章を定めます。

- 1 四万十川の美しい流れを守りましょう。
- 1 人間の尊さを知り、社会のきまりを守りましょう。
- 1 青少年に希望の持てる、豊かで、活力のあるまちをつくりましょう。
- 1 いたわりの心をひろげ、あたたかい郷土をつくりましょう。
- 1 教養を高め、かおりある文化のまちをつくりましょう。

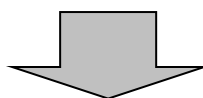
平成 17 年 10 月 1 日制定



四万十市総合計画

《将来像》

人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市
～ “にぎわい・やすらぎ・きらめき” のあるまちづくり～



教育に関する施策の総合的かつ具体的な事業展開を図る

四万十市教育大綱

教育行政方針

第 2 期四万十市教育振興基本計画(令和 2～6 年度)

《基本理念》

ふるさとを愛し 夢と志をもって 未来を切り拓く人材(ひと)の創造
『オール四万十』で学びあい 高めあい つながりあう人材(ひと)の創造

2 基本的な考え方

近年、少子高齢化や高度情報化、国際化などが一層進み、社会構造や社会情勢が急激に変化する中で、地域に貢献し得る意欲や能力の育成は勿論のこと、国際社会にはばたく資質と能力を兼ね備えた人材の育成がますます重要となっています。

こうした状況の中で、四万十市では、「知・徳・体」の調和の取れた豊かな人間性と確かな学力に裏打ちされた人格の完成を目指す教育基本法の理念やこれに基づき策定された国の第3期教育振興基本計画（平成30～34年度）、また、令和2年3月に策定された第3期高知県教育振興基本計画（令和2～5年度）を踏まえながら、令和2年3月に策定した第2期四万十市教育振興基本計画（令和2～6年度）に基づき、健康で知性と徳性を備え、社会の変化に主体的に対応できる心豊かでたくましい子どもたちの育成を目指します。また、市民が生き甲斐を持ち、潤いのある生活を送ることができる生涯学習活動を推進し、健康づくりや体力づくり、文化に親しむ環境づくりなど、市民の誰もが自由に参加できる学習機会の造設とその拡充に取り組み、第2期四万十市教育振興基本計画の基本理念である“ふるさとを愛し 夢と志をもって 未来を切り拓く人材(ひと)の創造”、“『オール四万十』で学びあい 高めあい つながりあう人材(ひと)の創造”に向け取り組んでまいります。

3 基本方針と重点施策等

学 校 教 育

〈基本方針〉

子どもたちが、基礎・基本となる学力を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動することにより、よりよく問題を解決するための資質や能力を養います。また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」やたくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」の育成を目指します。

知育 … 確かな学力を育む

基礎・基本の定着とともに、それまでに学んだことを活用して、問題を解決する力や自ら進んで学習する態度を身に付けます。

徳育 … 豊かな心を育む

心の教育や豊かな体験を通して、感動する心を大切に育むとともに、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動します。

体育 … 健やかな身体を育む

健康で安全・安心を心がけるとともに、進んで運動に親しみ、健やかな身体をつくります。

学校

子どもたちが安心して学べる教育施設・教育環境の整備・充実を図るとともに、信頼される学校教育の確立を目指します。

家庭

基本的な生活習慣、豊かな感性や情操などを培うとともに、家庭学習の習慣を身に付けます。

地域

地域の中で学び、地域の人たちとふれあう中で、社会性を身に付けます。

生きる力を育む

《重点施策》

1 確かな学力を育む（知育）

- (1) 基礎学力の定着と学力の向上
- (2) 教職員の資質・指導力の向上
- (3) 保幼小中連携教育の推進
- (4) 国際理解教育・英語教育の充実
- (5) 特別支援教育の推進
- (6) 複式教育の充実
- (7) 情報教育の推進

2 豊かな心を育む（徳育）

- (1) 豊かな心を育む教育の推進
- (2) いじめ・不登校問題等への取組の充実
- (3) 安全・防災教育の充実
- (4) 学校・家庭・地域の連携強化
- (5) ふるさと教育の推進
- (6) キャリア教育の充実
- (7) 環境教育の推進
- (8) 教育環境の整備

3 健やかな身体を育む（体育）

- (1) 体力・運動能力の向上と健康教育の推進
- (2) 基本的生活習慣の確立と食に関する教育の充実

4 児童・生徒の安全確保

- (1) 児童・生徒の安全確保の取組み

5 学校における働き方改革の推進

- (1) 教員の負担軽減を図り、児童生徒へ向き合う時間確保に向けた取組み

（具体的方策）

1 確かな学力を育む（知育）

- (1) 基礎学力の定着と学力の向上
 - ① 基礎・基本の定着を図るとともに、学んだことを活用して、課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度の育成に努めます。
 - ② 「知識及び技能の習得」「思考力、表現力、判断力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」の資質・能力の育成に努めます。
 - ③ 学習課題を明確にしたわかりやすい授業を実施し、子ども同士が学び合える授業づくりに努めます。
 - ④ 主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善に努めるとともに、各教科等

で育成すべき資質・能力の向上に努めます。

- ⑤ 基礎学力の定着、基本的な学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上を図るため、放課後の補充学習や家庭学習の充実等に取り組みます。
- ⑥ 個別最適な学びの支援として、小中学校にデジタルドリルを導入します。
- ⑦ 取組の検証軸として、各種学力調査を活用した PDCA サイクルにより学力の定着を図ります。

(2) 教職員の資質・指導力の向上

- ① 校内研修の充実を図り、計画的な授業研究や特色ある学校づくりの実践に努めます。
- ② 県、市等が主催する研修会や講習会、研究指定校の研究発表会、教科・教育課題等の研究会・サークル活動などに積極的に参加させることにより、教職員の資質・指導力の向上に努めます。
- ③ 学習指導要領に基づく教育活動の研究及びその実践を行います。
- ④ 各学校においては、OJT として校内研修の充実に努め、授業改善を進めていく意識の向上に努めます。

(3) 保幼小中連携教育の推進

- ① 隣接した保育所・幼稚園、小・中学校の連携や交流の強化を図り、継続性のある学習活動や生徒指導に取り組みます。
- ② 保幼小中連携教育のモデル地域を指定し、その取組を市内に普及させていきます。
- ③ 各小学校において、入学当初に児童が幼児期の経験を生かし、主体的に活動を展開できるように、合科的・関連的な指導を行うスタートカリキュラムを作成し、保幼小の円滑な接続を図ります。

(4) 国際理解教育・英語教育の充実

- ① 英語専科教員や外国語指導助手（ALT）の効果的な活用について研究を推進することにより、英語教育のさらなる充実を図ります。
- ② 外国語担当者会を小学校と中学校合同で開催するなど、小学校から中学校への接続を意識した授業づくりを広めながら、より体系的な学習の充実を図ります。
- ③ 各学校の英語教育の成果を発表する場として、中学生を対象とした「四万十イングリッシュ・フェスティバル」を開催します。
- ④ 外国籍の子どもが早期に学校生活に適應できるように、学習支援や相談体制の充実を図ります。併せて、互いの文化を尊重する態度の育成に取り組みます。

(5) 特別支援教育の推進

- ① 障害のある子どもの能力や特性を最大限に伸ばせるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫と併せて、ユニバーサルデザインに基づく学習環境の充実に努めます。
- ② 通常の学級に在籍する発達障害のある子ども、あるいはその疑いや傾向が見られる子どもの学習・生活支援策として、特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ります。
- ③ 四万十市障害児等教育支援委員会の本来果たすべき役割を再認識し、障害のある子どもの適正就学に努めるとともに、特別支援教育の理解促進や相談支援体制の整備に努めます。
- ④ 特別支援教育学校コーディネーター研修会を実施し、各学校の特別支援教育学校コ

ーディネーターの専門性の向上及び校内支援体制の強化に努めます。

(6) 複式教育の充実

- ① 少子化等の影響から、複式学級が増えつつある現状を踏まえ、当該学級の効果的な学習と指導力の向上に向け、複式研究大会への参加や教職員の合同研修等を進め、へき地複式教育の充実を図ります。
- ② 高知県教育委員会が主催する授業づくり講座（複式）への参加を積極的に勧め、学習指導要領で求められる資質・能力を育成する複式の授業研究を行います。

(7) 情報教育の推進

- ① 文部科学省が掲げた GIGA スクール構想に基づき、令和2年度に整備した機器及び通信環境を、授業等で効果的に活用します。またこれまでの取り組みに加え、令和4年度以降国から提供されるデジタル教科書も活用します。学校における ICT 機器活用を促進するため、ICT 支援業務を専門業者に委託し、教育活動の一層の充実を図ります。
- ② 学習指導要領に学習の基盤となる資質・能力として位置づけられた「情報活用能力」を教科等横断的に育成するために、各学校においてプログラミング教育の充実を図ります。

2 豊かな心を育む（徳育）

(1) 豊かな心を育む教育の推進

- ① 「特別の教科 道徳」の時間を要として、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性をすべての教育活動において養います。
- ② あらゆる場面を通じて子どもたちの人権感覚が醸成されるよう、人権が尊重される学校づくりに努めます。
- ③ 図書担当教諭や学校図書館支援員による老朽図書の更新や蔵書内容の検討や、授業等における学校図書館の活性化に加え、市立図書館との連携による並行図書の充実など、児童生徒の読書への関心・意欲を高めるとともに、読書習慣の定着を図ります。

(2) いじめ・不登校問題等への取組の充実

- ① 児童・生徒一人ひとりに対して、共感的、積極的なかかわりを持つ指導を行うとともに、保護者との連携を密にし、信頼関係を構築する中で、学校における生徒指導の取り組みを推進します。
- ② 課題のある児童生徒に対する多面的な理解を促すとともに、毅然とした態度で指導できるよう、各学校における生徒指導の充実を図ります。
- ③ 児童・生徒が自己の存在感を実感し、精神的な充実を得ることができるよう、教員や友人との心の結びつきや信頼感が実感できる学校づくりを推進します。
- ④ スクールカウンセラーなど外部の専門家のほか、スクールソーシャルワーカー、不登校児指導員等の配置や教育支援センターの効果的な活用を図る中で、不登校等の未然防止や早期発見、早期対応に向け、教育相談体制の充実に取り組みます。
- ⑤ 学校における「いじめの積極的認知」を推進することで、いじめを見逃すことなく、

素早い対応と取組につなげ、早期解決に努めます。

- ⑥ 「四万十市いじめ防止基本方針」に基づき、四万十市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係団体相互の情報共有を円滑に行うことで、いじめの早期解決につなげます。

(3) 安全・防災教育の充実

- ① 「高知県安全教育プログラム」を活用して、地域の特性や学校の状況に応じた安全教育を、全ての学校で実施します。
- ② 登下校時の子どもたちの安全・安心を確保するために、「四万十市通学路交通安全プログラム」に基づき、各校区内の危険箇所について、道路管理者や警察等の関係機関と現地確認及び対策協議を行い、児童生徒が安全に通学できるよう継続的に通学路の交通安全確保に取り組むとともに、スクールガードリーダーとの連携により防犯体制の整備に努めます。
- ③ 学校や家庭、地域が一体となり、子どもたちを見守るボランティア活動組織の育成を推進します。

(4) 学校・家庭・地域の連携強化

- ① 学校と家庭・地域との連携協力を密にし、規範意識の向上、あいさつや食事、家庭学習の習慣化など基本的な生活習慣の形成に努めます。
- ② 四万十市の教育課題を各校のPTAと共有し、学力の向上はもとより、豊かな心をはぐくむ教育の推進にあたります。
- ③ 各校のPTA活動及び学校支援地域本部を支援するとともに、コミュニティ・スクールの計画的な導入を図ります。

(5) ふるさと教育の推進

- ① 地域や学校の特色に応じた教育素材を活かした課題を設定することで、児童生徒に地域の歴史、文化、産業等に興味をもたせ、児童生徒が自ら課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現する力を育成します。
- ② 生活科や総合的な学習の時間の年間指導計画に、地域の素材・人材を生かしたふるさと学習を位置づけ、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもてる児童生徒を育成します。
- ③ 各学校のふるさと教育の成果を発表する場として、小学生を対象とした「ふるさと発見！ 四万十の子ども研究発表会」を開催します。
- ④ 四万十市一校一役教育研究の実践交流会において、成果を普及します。

(6) キャリア教育の充実

- ① 教育活動全体を通して、『基礎的・汎用的能力』である「人間関係形成力・社会形成力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応力」「キャリアプランニング力」を育成します。
- ② 社会で人と人との関わりながら生きていくために欠かせないスキルを児童生徒に身に付けさせるために、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノート（キャリアパスポート）を活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図ります。

(7) 環境教育の推進

- ① 四万十川に代表される豊かな自然や水資源、森林資源など地域の恵まれた自然環境を有効活用し、体験活動を通して自然保護に対する意識の高揚を図るなど総合的な環境教育の推進に努めます。

(8) 教育環境の整備

- ① 「四万十市立小・中学校再編計画（第2次）」に沿って、学校再編の取組を推進します。
- ② 子どもたちが健康で安全な学校生活を送ることができるよう、学校施設や教育環境の充実・整備を図ります。
- ③ 不登校児童生徒の教育環境の充実を図るため、教育支援センターを移転します。
- ④ 教材・教具の整備を進め、教員が教材研究を深めることができる環境づくりに取り組めます。

3 健やかな身体を育む（体育）

(1) 体力・運動能力の向上と健康教育の推進

- ① 生きる土台となる「健やかな身体」づくりを推進するため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査、高知県体力・運動能力、生活実態等調査をはじめ、各種調査結果をもとに、各学校において児童生徒の状況把握に努め、児童生徒の実態に応じた体力向上対策に取り組み、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育てていきます。
- ② 発達段階に応じた性教育やがん教育、薬物乱用防止教育などの実践に取り組み、学校保健・体育の充実を図ります。

(2) 基本的生活習慣の確立と食に関する教育の充実

- ① 子どもたちの成長にとって基盤となる基本的生活習慣の確立に向けて、学校と家庭が連携して取組を進められるよう支援を行います。
- ② 本市の食文化を継承しながら、安全で安心な地場産物を取り入れた学校給食を推進します。
- ③ 子どもたちが、望ましい食習慣や自己管理能力を身に付けることができるよう、栄養教諭を中心とした指導の充実に努め、食に関する教育の充実を図ります。

4 児童・生徒の安全確保

(1) 児童・生徒の安全確保の取組

- ① 青少年が健やかに育つ社会環境を整えていくために、まちの中の有害情報の除去やインターネット接続機器のフィルタリング（有害サイトアクセス制限）の設定の啓発等、インターネットに関わる問題や薬物などの有害環境から青少年を守るための環境浄化活動に取り組めます。
- ② 少年補導センターによる街頭巡回を実施し、青少年への指導・助言を通して、規範意識の醸成に取り組めます。
- ③ 学校・教育研究所、少年補導センター、児童相談所、民生委員・児童委員、保護司などの連携により、本人や保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。

5 学校における働き方改革の推進

(1) 教員の負担軽減を図り、児童生徒へ向き合う時間確保に向けた取り組み

- ① 全小中学校に導入した校務支援システム及びグループウェアを活用した勤怠管理システムをはじめ、運動部活動ガイドライン及び文化部活動ガイドラインに基づいた部活動休養日、定時退校日、最終退校時刻のほか、夏季休業中における学校閉庁日の設定実施、スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置拡大など、既に導入している取り組みとあわせて継続的に実施するとともに、進捗管理に努めます。
- ② 職場内での意識啓発をはじめ、職員会議等、会議の在り方を含め、学校運営方法の改善・効率化、学校支援地域本部の活用など、自発的な改善行動に努力する学校現場と、PCデータの管理方法の改善やICT技術の活用による事務負担軽減に取り組む学校事務支援室と連携を図りながら、実効性ある改善方策の検討と実施に努めます。
- ③ 令和4年度から始まる小学校の教科担任制に市として対応し、働き方改革の効果発現を目指します。

《 教育 研 究 所 》

〈基本方針〉

学校教育の諸問題について調査研究するとともに、教職員の研修並びに教育研究団体の研究の支援と連絡調整など、教育研究所の体制を充実させ、市内全域での教育の振興と充実を目指します。また、学校・家庭・地域との連携を図りながら、学校生活への適応が難しい児童・生徒が自立できるよう、効果的な指導や支援のあり方を研究し、対策を図ります。

《重点施策》

- 1 調査研究の推進
- 2 資料の収集と活用
- 3 教育相談の充実
- 4 不登校児童生徒対策の充実
- 5 研修会への参加、教育講演会、夏季研修会等の開催
- 6 各研究団体への支援
- 7 研究協力員、研究協力校の活用
- 8 関係機関との連携

(具体的方策)

1 調査研究の推進

児童・生徒の主体的な学習態度の育成及び学習指導法等の改善についての調査研究並びに各種学力調査の分析・検証に努めます。

2 資料の収集と活用

指定研究校の研究資料や参考図書などの収集と、その提供に努めます。

3 教育相談の充実

いじめ・不登校問題への対応、青少年健全育成のための教育相談の充実を図ります。

4 不登校児童・生徒対策の充実

効果的な指導や支援のあり方についての調査研究を深め、不登校児童・生徒の自立を支援します。

5 研修会への参加、教育講演会、夏季研修会等の開催

令和2年度からの試行として、教科サークルに替わる授業づくり講座への積極的参加を図るとともに、講師を招いての教育講演会及びサークルⅡ（各種部会、教科外・領域）の夏季研修会等を開催し、教育実践の交流と研修を深めます。

6 各研究団体への支援

各研究団体（サークル、部会、校内研究）を支援し、教育実践と研究活動の活性化を図ります。

7 研究協力員、研究協力校の活用

研究協力員、研究協力校を指定し、研究を深めるための連携と支援に努めます。

8 関係機関との連携

他の関係機関や学校・家庭・地域との連携を図り、小・中連携 9 年間を見通した学校教育の充実に努めます。

生涯学習

〈基本方針〉

社会の急激な変化に対応して、市民一人ひとりがいつでもどこでも自由に学習機会を享受し、「心の豊かさ」や「生きがい」を実感できる生涯学習社会の実現を図るために、社会教育の果たす役割は重要であり、そのため、以下の5点を重点目標として取り組みます。

《重点施策》

- 1 生涯学習の充実と推進
- 2 芸術・文化の振興
- 3 青少年の健全育成
- 4 人権教育の推進
- 5 総合文化センターの整備と運営内容の検討

(具体的方策)

1 生涯学習の充実と推進

- (1) 誰でも、どこでも、いつでも、必要なことを学ぼうとする市民の学習機会を保障します。
- (2) 自主的・主体的に活動する市民や市民団体を支援します。
- (3) 社会教育関係団体や市民による芸術・文化関係団体等の組織強化と活動を支援し、生涯学習活動の活性化に努めます。
- (4) 健全な社会づくりのための人権教育等の実施や各地区における講座の開催を支援し、人権意識の高揚に努めます。

2 芸術・文化の振興

- (1) 各種教室・講座の開設や各種団体による発表会・展示会の開催を奨励します。
- (2) 気軽に芸術・文化に親しめる四万十川こども演劇祭や四万十川国際音楽祭などの活動を支援するとともに、市主催による自主事業を実施し、文化の薫りあふれるまちづくりを進めます。
- (3) 伝統行事や郷土芸能の復活・継承への取り組みを支援します。
- (4) 豊かな自然と歴史に育まれた文化や文化財の保護に努めます。併せて、地域を知ることのできる基礎資料を整え、学校等への出前授業の実施、所蔵資料の利用等を促進します。
- (5) 文部科学省に『重要文化的景観』として選定された、四万十川流域特有の景観の保全や活用について、令和4年度に保存活用計画の見直しを完了し、より良い景観形成と地域文化の振興に努めます。

3 青少年の健全育成

- (1) 子どもたちが育ったまちの自然や歴史、文化を良く知るためのイベント事業等を開

催します。

- (2) 子どもたちの健やかな成長のために、社会全体で家庭教育を支える環境づくりに努めます。
- (3) 未来に夢を持ち、課題解決に向けて考えることのできる若者が育つ環境づくりに努めます。

4 人権教育の推進

- (1) 人権問題の解決を図るため、人権学習の講座を計画的に実施し、学習機会の充実を図ります。
- (2) 就学前教育・学校教育・社会教育関係者等による研究大会を開催し、共通認識のもと、基本的人権を守るための手法や内容、幅広い人権課題について学びあいながら、課題解決に向け取り組みを進めます。
- (3) 社会の男女共同参画の問題点を認識し、学習会や研修会などを開催します。
- (4) 男女共同参画計画を推進するため、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行い、必要に応じて取組の変更や見直しの検討と実行に努めます。

5 総合文化センターの整備と運営内容の検討

- (1) 令和6年4月の総合文化センターの開館に向け、計画的に施設整備を進めるとともに、整備後の施設管理や自主事業、市民に親しまれる施設に向けた広報や市民参画手法など、その効果的な利活用や運営方法に関する検討を行うことでスムーズな運営開始を図ります。

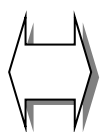
《 図 書 館 》

〈基本方針〉

生涯学習を支援する機関として、指定管理者との連携のもと市民の求める資料の収集に努め、図書館サービスの充実を図ります。また、「子ども読書活動」を推進し、本好きな子どもの育成に努めます。

○ 運営方針

読書で育てる豊かな心
読書で磨く豊かな教養
読書で満たす豊かな人生



- 県立図書館や学校等との連携
- 図書館と家庭・地域との協働
- 図書館とボランティアとの連携

《重点施策》

- 1 効果的な資料の収集と提供
- 2 全市民への図書館サービスの充実
- 3 子ども読書活動の推進
- 4 利用率の引き上げ
- 5 指定管理者による事業展開

(具体的方策)

1 効果的な資料の収集と提供

- (1) 参考図書（一般教養程度）の充実に努めます。
- (2) 行政資料（パンフレット・読本等）の収集に努めます。
- (3) 郷土資料・地震・水害資料等の収集に努めます。
- (4) 県立図書館や他市町村の図書館との連携により、効果的な図書等の提供に努めます。

2 全市民への図書館サービスの充実

- (1) 大活字本（高齢者・弱視者への対応）やDVD等視聴覚資料の積極的収集に努めます。
- (2) 来館が困難な障害者や高齢者に対して、地域の集会所等への配送サービスを実施します。
- (3) リクエストによる図書の購入など、より市民ニーズにあった図書を確保します。
- (4) さまざまな分野や各世代向けの図書の確保を図ります。
- (5) 巡回文庫や団体貸出の充実に努めます。

3 子ども読書活動の推進

- (1) 「四万十市子ども読書活動推進計画」二次計画に基づき、家庭・地域や保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等と連携し、更なる子ども読書活動の推進と普及に努めます。
- (2) 「子ども読書の日」(4月23日)のPRに努めます。
- (3) 幼児・児童・生徒の読書(ブックスタート・絵本に親しむイベント)や絵本の読み聞かせを推進します。
- (4) 読み聞かせボランティアの育成を図ります。

4 利用率の引き上げ

- (1) 意見投書箱や利用者アンケート等を通じて利用者の要望などを把握・分析し、利用者の声をできるだけ反映させることにより、利用率の向上を図ります。
- (2) インターネットによる図書検索や予約システムなどのPRに努めます。
- (3) 多彩な雑誌の積極的収集に努めます。
- (4) DVD等多様な視聴覚資料の収集に努めます。
- (5) ホームページを活用し、図書館情報の提供・充実に努めます。

5 指定管理者による事業展開

市の方針に沿って指定管理者による事業を展開し、サービス向上をめざして図書館運営を行います。

(指定管理者の事業基本方針)

「四万十市の自然・歴史・文化を保存・発信し、市民の活動による四万十市の新たなきらめきを創出する図書館」を目指す図書館像とし、以下の6つをサービスの方針として事業を展開します。

- (1) 市民が集い、学び、憩う図書館を目指します
- (2) 学校等と連携し、子どもたちの「生きる力」を育てます
- (3) 市民や地域の課題解決を支援します
- (4) 地域と連携した様々な事業を展開し、市民の知的好奇心を喚起します
- (5) 四万十市の文化・歴史・自然を保存・発信し、市民の地域への愛情を高めます
- (6) 郷土四万十川コーナーを拡充し、地域と連携して四万十川を題材にした事業を行うなど特色ある図書館づくりを目指します。

《 郷土博物館 》

〈基本方針〉

地域の文化の歩みを来館者に伝え、「川とともに生きるまち」をコンセプトに、市の文化発信と観光の拠点となる施設として、より効果的な運営を図るとともに、資料の収集、整理、保存を行い、企画展の開催などを通じた資料の公開に努めます。

また、施設を活用した学習活動と研究等を支援します。

《重点施策》

- 1 企画展等の開催
- 2 施設の運営内容等の検討
- 3 資料の収集及び調査研究
- 4 施設を活用した学習活動と研究等の支援

(具体的方策)

1 企画展等の開催

- (1) 年4回の企画展を開催し、市の文化発信に努めます。
- (2) 年4回の常設展示の入れ替えを行います。

2 施設の運営内容等の検討

- (1) 資料の効果的な公開を行い、地域文化の発信拠点としての役割を充実させます。
- (2) 市立図書館その他の関連施設との機能分担について見直しを行います。
- (3) 指定管理者制度導入も含め、施設の効果的運用に係る調査研究を継続します。

3 資料の収集及び調査研究

- (1) 地域の自然・考古・郷土資料等の資料収集に努めます。
- (2) 収蔵資料の調査研究に努めます。
- (3) 令和4年度から収蔵資料七星剣の年代や出自について調査研究を行います。

4 施設を活用した学習活動と研究等の支援

- (1) 館内展示を活用した来館者の学習や、学校と連携した地域学習を支援します。
- (2) 収蔵資料の公開に向けた目録製作に努め、研究活動の支援を行います。

スポーツ振興

〈基本方針〉

健康で明るく豊かで活力に満ちた「生きがい」のある社会をつくるために「市民皆スポーツ」を促進し、市民のだれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しめる「生涯スポーツ社会」の実現ができるような環境づくりを積極的に進めます。

《重点施策》

- 1 生涯スポーツの推進
- 2 競技スポーツの推進
- 3 スポーツイベントの開催
- 4 スポーツ連携事業の実施

(具体的方策)

1 生涯スポーツの推進

(1) スポーツ活動の推進

- ① スポーツ教室の充実を図ります。
- ② ニュースポーツ、軽スポーツの普及に努めます。
- ③ 市民総合体育祭の充実を図ります。
- ④ いきいきクラブを開催します。
- ⑤ 幡多地域の市町村と連携し、スポーツ課題の解決に向けた取り組みを行います。

(2) スポーツ施設の整備充実と学校体育施設等の有効利用

- ① スポーツ施設の整備充実努めます。
- ② スポーツ施設の有効活用を促進します。
- ③ スポーツ施設を活用した大学等のスポーツキャンプ、各種大会等の誘致活動並びに誘致大会等への支援を、関係機関等と取り組みます。
- ④ 学校体育施設の開放と利用促進に努めます。

(3) スポーツリーダーの養成と指導体制の確立

- ① スポーツ推進委員の充実と活動強化に努めます。
- ② スポーツ少年団のリーダー育成に努めます。

(4) スポーツ団体との連携と育成

- ① (公財) 四万十市スポーツ協会及び加盟団体との連携強化に努めます。
- ② スポーツ少年団の育成に努めます。
- ③ スポーツ少年団と連携し、小学生等に様々なスポーツを体験する場を提供することで、スポーツへの親しみや関心を高め、少年団活動の広がりとともに、年少者を中心としたスポーツの普及に努めます。
- ④ 上記以外のスポーツ団体との連携と育成に努めます。

(5) スポーツ意識の高揚

- ① 各種のスポーツ情報を積極的に提供します。
- ② 各種研修会、講習会等への参加を促進します。
- ③ スポーツマンシップ、スポーツマナーのかん養と啓発に取り組みます。
- ④ 四万十市スポーツ賞表彰を実施します。

2 競技スポーツの推進

- (1) 競技スポーツや学校体育の指導者の連携強化に努めます。
- (2) 各種講習会等を通じ、指導者育成に努めます。
- (3) 各種スポーツ団体等との連携により競技力の向上に努めます。
- (4) 各種競技会を開催し、競技力の向上に努めます。

3 スポーツイベントの開催

- (1) スポーツイベントの開催により、スポーツを通じた地域間交流や情報発信を促進します。

〔主なスポーツイベント〕

- ① 四万十川リバーサイドフルウォーク
- ② 四万十川ウルトラマラソン大会
- ③ スポレク・チャレンジ・フェスタ
- ④ 市民ハイキング

4 スポーツ連携事業の実施

- (1) 日本体育大学と連携し、各種スポーツ教室や健康づくり教室等を実施します。